

山梨県立大学看護学部紀要要項

(平成22年4月1日制定 看護4302号)

(平成22年6月16日一部改正)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学看護学部（以下「看護学部」という）において、研究業績を発表する学術論文集に関する必要事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条に規定する学術論文集は、これを山梨県立大学看護学部紀要（以下「紀要」という）と称する。

(編集)

第3条 紀要の編集は、看護学部学術情報・紀要委員会（以下「紀要委員会」という）が行う。

(発行)

第4条 紀要は年1回定期的に発行することを原則とする。ただし、特別に必要があると紀要委員会が認めたときは、看護学部教授会（以下「教授会」という）の議を経て、臨時にこれを発行することが出来る。

(投稿資格)

第5条 紀要への投稿資格者は次の通りとする。

- 1 看護学部在籍する専任の教員
- 2 看護学部の専任教員を含む共同研究者（ただし筆頭著者は看護学部専任の教員）
- 3 その他紀要委員会が投稿を依頼した者

(掲載内容)

第6条 紀要に掲載する論文は未発表のものとし、その内容は次の通りである。

- 1 総説：特定のテーマについて、多面的に知見を集め、また文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説し考察したもの
- 2 原著：研究が独創的で新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの
- 3 報告：内容が原著論文には及ばないが、研究結果としての意義が大きく発表価値が認められるもの
- 4 資料：報告には及ばないが、有用な調査データや文献など参考になるもの
- 5 その他：紀要委員会が適当と認めたもの

(掲載の採択)

第7条 原稿の採択、掲載順は紀要委員会において決定する。

(審査)

第8条 紀要委員会は投稿原稿の審査を専門分野の研究者に依頼することが出来る。

- 2 依頼された研究者は、紀要委員会から指定された日時までに依頼された原稿を審査し、その結果を紀要委員会に報告しなければならない。

(著作権)

第9条 紀要に掲載された論文・報告等の著作権（財産権）は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。

(投稿基準)

第10条 投稿は、山梨県立大学看護学部紀要投稿基準によるものとし、別に定める。

(要項の改正)

第11条 この要項の改正は、紀要委員会の審議を経て、教授会で決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月16日から施行する。

山梨県立大学看護学部 紀要投稿基準

(平成22年4月1日制定 看護4302-1号)

(平成22年6月16日一部改正)

- 1 この投稿基準は、山梨県立大学看護学部紀要要項第10条に基づき、紀要の投稿に関する必要事項を定める。
- 2 掲載内容の分類は、原則として投稿者の申告に基づくが、最終的には審査を経て看護学部学術情報・紀要委員会（以下「紀要委員会」という）が決定する。
- 3 紀要に投稿しようとする者は、投稿原稿の原本の他に、投稿原稿のコピー2部（コピー分は氏名・所属名を書かない）を紀要委員会の指定に基づいて提出する。
- 4 投稿原稿の採択が決定した時には、投稿最終原稿2部（1部はコピーで可）とフロッピーディスクを提出する。
- 5 投稿原稿の執筆基準は次のとおりとする。
 - 1) 原稿は和文または英文とし、ワードプロセッサを用いる。英文（英文要旨を含む）は、あらかじめ適正な校正を受けておくことが望ましい。
 - 2) 原稿はA4版横書き、35字×40行に書式設定し、表紙を除く全ての原稿で8,000字から20,000字程度とする。なお、図表はA4版大で1,800字、A4版の1/2大で900字、A4版の1/4大で450字程度に換算するものとする。
 - 3) 原稿には表紙をつける。表紙には以下の事項を掲載する。
 - ①投稿原稿の分類（紀要要項第6条の分類に従い記載）
 - ②ランニングタイトルとなる「原稿名の略記」（和文20字以内、英文30字以内）
 - ③和文表題
 - ④和文著者名
 - ⑤和文要旨（400字以内）
 - ⑥和文キーワード（5語以内）
 - ⑦著者の所属と専攻分野表紙の次ページからは、以下の内容を順に記載する
 - ⑧本文（段組にしない）
 - ⑨引用・参考文献
 - ⑩英文表題
 - ⑪英文著者名
 - ⑫英文要旨（原著のみ200語程度）
 - ⑬英文キーワード（5語以内）
- 4) 図表は本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を原稿用紙右側欄外に朱で指定する。また、

- 各図表の原図表に対する縮小率を必ず別紙に明記したものを添付する。原則として原図はそのまま製版が可能なものとする。そのため、図表の網掛けは、濃淡が明確にできるように作成する。
- 5) 文献は、本文中に肩番号をつけ、文末に一括して記載することを原則とする（数字およびアルファベットは半角）。なお、文献表記については、以下に例を示すが、各専門分野の慣例に従うこともできる。

① 雑誌

- 例(1) 三宅由子：外傷後ストレス障害の測定スケール，精神科治療学，13巻7号，819-824，1998.
- 例(2) Davidson, J. R., Hughes, D., Blazer, D. G., et al. (1991). Post-traumatic stress disorder in the community: An epidemiological study. *Psychological Medicine*, 21, 713-721.

② 単行本

- 例(1) 池田光幸：傷ついた心への援助—カウンセリングの基本にあるもの，105-128，医学書院，1994.
- 例(2) Herman, J. L. (1992). *Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence—From Domestic Abuse to Political Terror*, 7-32. New York: Basic Books.

③ 電子文献

- 例(1) 平成〇年 Y 県人口動態統計：Y 県医務課 HP，2010.1.12，<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/16193082287.html>.

- 6) (注) についても、原則として、引用文献と同様の要領によるが、各専門分野の慣例に従うこともできる。
- 7) 著者校正は、再校までとし、校正段階での原稿内容の変更・追加・削除は不可とする。
- 8) 投稿申し込み締め切り日は、原則として毎年6月末日とする。
- 9) 投稿締め切り日は、原則として10月第1月曜日とする。
- 10) 紀要の電子版（PDF ファイル）の体裁は、紀要委員会に一任する。
- 11) 著者が別刷りを希望する場合は、各自で依頼し、費用は著者の実費負担とする。
- 12) 本紀要に掲載された論文の著作権は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、投稿最終原稿とともに提出するものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月16日から施行する。